

令和2年度 第2回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和2年12月17日(木)

	令和2年度 第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和2年12月17日(木) 午後2時00分～午後3時30分	
場所	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	井上、小笠原、正木、松枝、斎藤
	条例第13条による出席者	
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備課長 土木管理課長 建築課長 事務局
傍聴	なし	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・開催通知 ・令和2年度第1回議事録
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和元年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況 ・令和3年度の整備件数の見込み及び取組について ・ブロック塀等建替え助成制度を活用した狭あい道路拡幅整備の取組について ・支障物件に対する取組の流れ
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 議 事 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年度実施状況報告について 2 支障物件の取組の進捗状況について 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回の協議会日程調整 4 閉 会 	

令和2年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 定刻となりましたので、令和2年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきます。

それでは、会長に協議会の開会、議事の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、令和2年度第2回協議会をこれから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事に先立って、事務局から報告があるということなので、よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日は〇〇委員と〇〇委員が欠席です。〇〇委員は遅れてまいります。協議会委員7名のうち4人のご出席をいただいておりますので、令和2年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会は有効に成立しております。

また、協議会記録のため、写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承ください。

会長 よろしく申し上げます。

では、本日の議事録への署名委員でございますが、〇〇委員、よろしくお願いいたします。

本日傍聴の申出はございますか。

狭あい道路整備課長 本日の傍聴の申出はございません。

会長 それでは、議事に入ります。次第に沿って行いたいと思いますが、次第、議事の報告事項が2つあって、昨年度、令和元年度の実施状況の報告、あと支障物件の取組は重点路線等々含めて、その辺の取組の進捗状況についてということでご報告をいただきたいと思います。

資料もお手元にあると思うのですが、割とたくさんございますので、説明時間がちょっと長くなりますけれども、一応通しでご説明をいただいて、その後、皆さんの質疑応答の時間を作りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

開催通知と令和2年度第1回議事録ですが、これは事前に郵送にて送付しております。

次に、本日配付資料としまして、次第、「令和元年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」「令和3年度の整備件数の見込み及び取組について」「ブロック塀等建替え助成制度を活用した狭あい道路拡幅整備の取組について」「支障物件に対する取組の流れ」。

また、参考資料としまして、11月15日号の「広報すぎなみ」と「地震被害シミュレーション（結果報告 概要版）」を配付しております。その他に、後ほど回収をさせていただきますが、新たに指定された整備地区の取組、重点整備路線における支障物件の現状、重点整備路線②の取組についての資料を配付しております。

資料はお手元にごさいますでしょうか。不足している方はお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、令和2年度第1回協議会議事録につきましては、事前に確認のため送付させていただいておりますが、修正等のご指摘がなければ、お配りしております議事録で確定とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、令和元年度の実施状況について報告させていただきます。資料は「令和元年度の狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」を御覧ください。

この資料は、9月の第3回杉並区議会定例会において報告し、ご了承をいただきましたので、確定版としてお配りしております。

1ページの「拡幅整備の取組」ですが、1)の区全域の表に記載がありますように、拡幅整備の延長はここ数年年間8,000メートルを超える実績となっておりましたが、令和元年度は7,410メートルでございました。近年建替件数が減少しており、建替えに伴う拡幅整備延長は減少傾向にあります。区では拡幅整備を推進するため、3)の写真の事例のような、建替えを伴わない未後退箇所への個別訪問などの働きかけを強化してまいりました。その結果、2)の表に記載がございますように、折衝による拡幅整備延長を着実に延ばすことにより、建替えに伴う整備延長の減少を補ってまいりました。

次に、2ページのグラフを御覧ください。

条例を制定した平成元年度からの拡幅整備の実績となっております。拡幅整備件数につきましては、グラフに示すとおり、景気の影響が大きく影響しており、年々変動しておりますが、次の3ページのグラフに示すとおり、拡幅整備の延長につきましては着実に延ばしてきております。

なお、区では、新たな基本構想の策定に向けて、基本構想審議会において現在審議を進めております。区内の2項道路の総延長につきましては、これまで332キロメートルとしておりましたが、精査した結果307キロメートルとなりましたので、今回の基本構想や実行計画の策定に併せて変更してまいります。

次に、「支障物件の取組」ですが、4ページを御覧ください。

改正条例では、平成29年1月より支障物件の設置禁止を規定しております。区民の方からは、令和元年度までに合計104件の相談や要望が寄せられてきておりまして、区民の関心も高まってきていると感じております。平成29年度から令和元年度までに合計13件の支障物件の是正を行っております。

写真の箇所は、職員の粘り強い指導や働きかけによりまして、後退用地を道路状に整備をすることができ、解決に至った事例でございます。

次に、「電柱等移設の取組」ですが、5ページを御覧ください。

令和元年度は、140本の電柱が狭あい道路の拡幅整備に伴い適切な位置に移設され、円滑な通行のための道路空間を確保することができました。

次に、拡幅整備に伴う塀の除却や築造費等に対する「助成制度の取組」でございます。5ページの写真のように建替えを伴わないで拡幅整備を検討されている区民の方々にとりましては、助成制度を活用することにより工事費の大幅な軽減ができるため、拡幅整備への動機づけとなっております。

5ページ中段のグラフに示されていますように、令和元年度は職員による戸別訪問を強化したことによりまして、建替えを伴わない折衝による助成金の支出割合が大幅に増えました。今後も、区民の方の協力に有効なこの助成制度を活用し、拡幅整備の取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、「重点整備路線の取組」ですが、6ページを御覧ください。

重点整備路線の4路線全体での拡幅整備率は、令和元年度で46%となっております。区では、沿道の区民との折衝を鋭意進めているところですが、今後も継続して粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

7ページの2)の表を御覧ください。

重点整備路線における支障物件数でございますが、令和元年度末現在で、4路線において、車止めポールやプランター、花壇などの6つの支障物件が設置されている状況でございます。これらの支障物件の取組の進捗状況につきましては、後ほど詳細について説明させていただきます。

次に、「普及啓発の取組」では、記載のとおり、年間を通じ、あらゆる機会

を捉えて区民への普及啓発に努めております。前回の協議会において広報についてのご意見がございましたので、本日、狭あい道路の拡幅整備事業についての記事が掲載されております「広報すぎなみ」11月15日号を参考資料として配付させていただきましたので、御覧になってください。最後の面です。

最後に、8ページの「協議会の運営」につきましては、区では、昨年5月に平成28年度に改正した現条例の施行状況の確認と検証及び今後の施策について協議会に対し諮問をさせていただき、本年1月に答申をいただいております。答申では、引き続き現条例の下、拡幅整備事業に取り組んでいくべきとしながらも、重点整備路線の拡幅や支障物件の除却などの取組の強化を求める内容となっております。

令和元年度の実施状況の説明は以上となります。

続きまして、「令和3年度の整備件数の見込み及び取組について」の配付資料を御覧ください。

今年度はコロナ禍の影響もあり、表1の協議件数の3か年の実績が示すとおり、建替えに伴う事前協議件数が減少傾向にあり、この状況は今後も続くものと考えられます。

表2の3か年の整備件数の実績を見ますと、整備年度の前年度協議が整備件数の最大数となっておりますので、今年度の事前協議件数の減少は、翌年度以降の整備件数減少につながるものと見込まれます。今年度の整備件数につきましては、多少の増減はあるものの平年並みとなっており、今年度の整備実績も平年並みと考えられます。このような状況の中、区では整備件数の減少見込みに対する取組として、記載のとおり5つの項目を強化してまいりたいと考えております。

1つ目は、事前協議における自主整備に対し整備承諾への変更を強く働きかけてまいります。また、整備工事段階における隣地塀や境界ぐい等の撤去依頼の強化を行うなど、従来以上に整備を確実に行ってまいりたいと考えています。

2つ目は、学校、公園以外の区立施設、約40施設における拡幅整備未了箇所について計画的に拡幅整備を進めてまいりたいと考えております。

3つ目は、戸別訪問実施地区への周知強化でございます。新たに指定された整備地区の取組の資料の2ページと、「地震被害シミュレーション(結果報告概要版)」を御覧ください。このシミュレーション結果は見開きになっていきますので、開いていただいて、左上の地図を御覧になっていただきたいと思います。

す。それと、こちらの3ページの資料にあります地図と一緒に併せて見ていただくと位置関係が分かると思いますので、ご確認ください。

区では、平成29年度に公表した地震被害シミュレーションで火災延焼リスクが高いと想定された地区をこちらの資料の3ページに示すとおり、新たな整備地区として指定いたしました。平成30年度は、職員により対象路線沿いの2,450戸に対してチラシを配布し、この地区の助成制度の拡充についての周知を図りました。

4ページを御覧ください。区では、一昨年度より、この新たな整備地区を3か年で現地調査を行い、順次建替えを伴わない拡幅未整備箇所への職員による個別訪問を行い、地域への働きかけを強化していくことといたしました。5ページには松ノ木地区での取組状況、6ページには堀ノ内地区での取組状況を記載してありますので、ご確認ください。

今年度は新型コロナウイルスの影響で4月から5月にかけては地域になかなか入っていかず、出遅れた感は否めませんが、6月からは本格的に松ノ木地区の戸別訪問を開始し、これまで約80件の訪問を実施し、17件の拡幅整備の協議を行っているところです。堀ノ内地区につきましても約1,500件の調査を年内中に行う予定となっております。

コロナ禍の中、直接訪問することは区民に対して不安感を与えるおそれがあるため、今後も戸別訪問実施地区に対し、助成金の拡充について、ホームページ、広報誌やパンフレット配布など周知徹底を行い、整備件数の増加を図ってまいりたいと考えております。

最初に資料に戻ってください。4つ目は、ブロック塀等助成制度を活用した拡幅整備でございます。配付資料の「ブロック塀等建替え助成制度を活用した狭あい道路拡幅整備の取組について」を御覧ください。

大阪府北部地震のブロック塀倒壊事故を踏まえまして、2項道路の通学路について、平成30年11月に拡幅整備を伴う塀等の除却や新設工事に対する助成制度を設けました。さらに、今年度からは対象を区内全域の2項道路に拡大しております。実施状況につきましては、表と写真のとおりでございます。今後も、危険ブロック塀への指導、所管課と連携をしながら、塀の除却や新設工事に併せて拡幅整備も図ってまいりたいと考えております。

最初の資料にお戻りください。5つ目は、支障物件設置者に対して、今回策定した支障物件の設置の禁止に関する取扱要領に基づき指導を徹底するととも

に、拡幅整備の誘導を促してまいります。

こちらのフロー図を御覧ください。支障物件の取組進捗状況についてご報告させていただきます。

初めに、配付資料の「支障物件に対する取組の流れ」を御覧ください。

前回の協議会でお示しさせていただいた際に、委員からは勧告に至るまでの手続きが分かりにくいとのご指摘等いただきましたので、若干修正いたしましたので、改めて説明させていただきます。全体の流れにつきましては前回の協議会で説明を行っておりますので、委員からご指摘をいただいた点について説明をさせていただきます。

基本的にはこの赤い矢印の流れで取組を進めてまいります。上段から2つ目のボックスに記載のある「後退用地上か否かの調査、設置者の特定」をする際に、オレンジ色の破線の矢印に記載がございますように「除却等の実施について、疑義が生じる場合」には、条例で支障物件の設置の可否について協議会の諮問を行う流れとなっております。

また資料が飛んで恐縮なのですが、こちらの重点整備路線における支障物件の現状の資料の最後の15ページ、16ページを御覧ください。重点整備路線③の後退用地内にある桜の木の写真ですが、こちらの桜は条例に規定する支障物件に該当いたしますが、地域の住民の方より保存を求める意見がございましたので、平成28年度に重点整備路線を選定する際に、協議会からは条例第2条の4のただし書きに該当するものとの考えからただし書きに沿った対応を求める旨の回答をいただいております。こういったケースのように、この流れは特例的なものでございます。

もう1点ご指摘がありましたので説明させていただきます。

再度、フロー図を御覧ください。勧告を行う前に、協議会への報告・意見の聴取の記載がありますが、こちらは条例に規定されておりませんので、協議会の諮問を行うものではありません。

ただし、今回策定しました支障物件の設置の禁止に関する取扱要領におきまして、区長は勧告を行うことについて協議会に報告し、意見を聴取できると規定いたしましたので、ここの段階に記載させていただいております。今後、取扱要領に基づきまして、勧告する際には協議会に報告し、意見を聞きながら手続を進めていきたいと考えております。

最後に、重点整備路線における支障物件の現状についてご報告させていただきます。

きます。重点整備路線における支障物件の現状と、もう1枚、重点整備路線②の取組についての配付資料を御覧ください。

これまで重点整備路線の支障物件の是正に鋭意取り組んでまいりましたが、現在、4路線において、車止めやポール、プランター、花壇などの6つの支障物件が設置されている状況でございます。

資料の2ページから6ページを御覧ください。

こちらは、重点整備路線位置沿いにある集合住宅の後退用地内に設置されているプランター除却への取組の進捗状況につきまして報告させていただきます。

協議会ではこれまでもご紹介させていただいておりますが、経過につきましては、平成29年4月より、拡幅整備への協力と支障物件の指導を開始し、これまで継続して8回折衝を重ねてまいりました。

何度となく解決に向けて話が進んでおりましたが、本年6月に土地所有者から拡幅整備に向けた事前協議に応じられないとの回答がございました。

区では、条例施行規則第9条第2項に基づきまして、区が測量を行い、道路中心にかかる位置と後退用地を提示し、プランターが除却されない場合は条例等に基づき勧告等の手続を進める旨の文書を10月中旬に配達証明付で郵送いたしました。

早速、土地所有者から連絡が来まして、11月中旬に自宅で面会を行いました。前向きな回答を表明されましたが、少し時間が欲しいということで、年明けには返事をもらうことになっております。先ほどの、広報すぎなみの狭あい道路に関する記事にも目を通されていたようで、効果があったようでございます。かなり長期化しておりますが、解決に向け、今後も粘り強く取り組んでまいります。

こちらの資料の7ページ以降につきましては、重点整備路線内に設置されている支障物件でございます。

あと、先ほどもご紹介いたしました、14ページから16ページの桜の木を除いては、これまでも粘り強く折衝を続けた結果、拡幅整備に向けた協議を進めておりますので、全て今年度中に解決できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、重点整備路線②の沿道の店舗の是正実績について報告いたします。

こちらの店舗につきましては、これまでも継続的に後退用地内にある車止めについて除却を要請してまいりました。さらに、昨年度は重点整備路線②の区

主張線を整備しまして、店舗に対して改めて要請を行い、車止めを除却していただくことができました。

あと、裏面ですが、次にこちらの店舗につきましては、これまでも継続的に建築物の是正について指導を行ってまいりました。当該箇所につきましては、約 60 センチ後退させる必要がありますが、今回は写真のとおり道路に突出している土間を壁際まで約 40 センチ壊して後退させ、一部是正を行っていただきました。今後も継続して、本格的なセットバックを行うよう指導してまいります。

私からの説明は以上となります。

会長

長時間ありがとうございました。去年、令和元年度のどういう取組で実績が上がったかというご報告と、今年度の経過報告、現在の進展状況をご報告いただきました。

今日、結構多岐にわたるご説明なので、なかなか理解、私も結構大変だったのですが、ちょっと分からないこともあると思いますので、ご質問、事実を説明していただければと思います。いかがでしょうか。ご質問があればどうぞ。

狭あい道路整備課長 今年度の事前協議件数が減少していますので、それが来年度の整備工事に直接つながってきます。来年度の拡幅整備工事の延長が減少することが想定されますので、それについて区としては、これまでも行ってきた取組ではありますが、それをさらに強化していこうということで説明させていただきました。

副会長

狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況の 6 ページ「重点整備路線の取組」というところなのですけれども、これまでに精力的に重点整備路線について支障物件を除去するためにご努力されてきたことは重々承知しているのですけれども、この拡幅整備の表の見方ですと、ここで平成 30 年と令和元年度の比較が出ているわけですね。路線番号②については、拡幅整備率が 15.3、15.3 で、この数字が変わらないということは要するに全く進んでいないという意味ですね。ここはなかなか難しいところなのでよく分かるのですけれども、建物の建替えがないとなかなか進まないというのは理解できますが、④の久我山三丁目を見ると、平成 30 年と令和元年で、ここも進捗率はゼロということになりますよね。久我山のほうはどういう理由なのでしょう。今後どうされるのかという、計画も聞きたいと思うのですが。

狭あい道路整備課長 ④のほうは、沿道の建替えの協議がなかったということと、建替えを伴わなくても拡幅整備できる箇所があれば区の職員は折衝させていただいているの

ですが、この2年間、実績がないということでございます。

副会長 建替えが伴わなくても、ここは拡幅整備ができるような場所なのでしょうか、この久我山というのは。

狭あい道路整備推進係主査 重点整備路線④なのですが、昨年度1件工事を行いました、塀の基礎が出てきて、それが撤去できなかったということで断念しております。改めて今年度1件の整備が終わっておりますので、進捗状況としては1件増えたということになっております。

副会長 ありがとうございます。引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。

会長 今回の関連で、今日配付いただいた資料の重点路線における支障物件の現況というので、横とじの図面と写真があるのですが、④というのはないですね、この資料の中に。

狭あい道路整備課長 重点整備路線に支障物件の数につきましては「令和元年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」の資料の7ページの2)に支障物件の表がございます。これを見ていただくと、あと残りが、重点整備路線①が2件、重点整備路線③が4件、それで6件ありますので、それを全部こちらの横とじの資料に掲載させていただいております。

会長 そうすると、路線番号④、今〇〇委員からあった路線に関しては、そもそも支障物件がもうないという、そういう理解でよろしいですか。

狭あい道路整備課長 支障物件に該当するものはございません。

土木担当部長 ここは後退幅が少ないのですよね。18センチなのであまり物を置くような路線ではない。

狭あい道路整備課長 50数パーセントは4メートルにも満たないのですけれども、支障物件を置けるようなスペースはございません。

会長 6ページの拡幅整備率というのは支障物件が云々ではなくて、道路が広がったかどうか。建替えに伴う道路の拡幅があったかどうかということだから、沿道で建築行為がないとこれは変わっていきませんよね。

狭あい道路整備課長 道路状になっていないところは、区の職員が交渉に行っていますので、ご協力いただければ道路状に整備した事例もございます。

会長 そうすると、7ページの今ご説明があった、2)の支障物件が、路線①に2件、路線③に4件で、合わせて6件で、この6件が今日横とじのものに全て入っていて、ご説明によると、大体整理がつきそうかどうか、この6件については、令和2年度末のこの下に表ができると、それがゼロになる可能性もあ

る。ゼロかどうかは分からないですけども、大体話についてうまくいきそう
だという理解をしていいのでしょうか。

狭あい道路整備課長 最初の、集合住宅の後退用地内にあるプランターについては大分前向きな
意見はいただいております。うまくいけば拡幅整備までしていきたいと考えて
います。

それと、残りの部分については継続して、交渉は行ってきて、拡幅整備に向
けての協議を進めているところです。例えば8ページでは、車庫の横に車止め
のポールがありますが、可動式なのでちょっと見えない、頭が下がった状況に
なっています。そういったものだとか、10ページ、11ページで、後退用地内
に花壇がありまして、これは2件分でカウントしています。こちらも継続的に
やっている場所です。13ページでは、車止めポールにチェーンが張ってあり
ます。これも後退用地内にあり、支障物件に該当しますので、こちらも併せて
拡幅整備に結びつけていきたいと考えております。

15ページ、16ページの桜の木につきましては、この重点路線整備④の支障
物件の中にも含んだ数となっております。

会長 ③の中には、これは入っているわけですね。

狭あい道路整備課長 先ほどのプランターの件ですが、区も文書を出して取組を進めて、相手方
からも大分前向きな意見を頂いております。文書を出したことがかなり効果的
で、それに加え、会った前日に発行された広報すぎなみの記事も御覧になられ
たようです。大分気持ちが揺らいできたこともあり、しっかり拡幅整備に向け
てやっていきたいと考えております。

委員 プランターはそんなに移動するのは大変な話なのでしたっけ。大きさはある
とはいえ。

狭あい道路整備課長 人力ですと、かなり厳しいと思います。やはり機械を持ってきて、吊って
搬出しないと除却はできないと考えています。

委員 もちろんその業者さんなりに依頼しないと難しいと思うのですがけれども、こ
のプランターは別に、地面にくっついているわけではないですよ。置いてあ
るだけですよね。

狭あい道路整備課長 これは置いてあるだけです。

委員 だから、そんなに感銘を受けていただいたのだったら、なるべく早く。よほ
どの工事をしなければ取れないなら分かりますけれども、そういうわけではな
いということですよ。

狭あい道路整備課長 これを設置された方は、朝夕商店街に向かう商品の搬出、搬入の車両が、ちょうど自宅の前を通過するので、その対策ということと、交通事故が自宅の前で結構起きている事例があり、その対策として置いているというお話です。区としては支障物件ということでお話をさせていただいております。

委員 ないほうが本来であれば視界が開けるから良さそうに見えるのですけれども、そういうわけでもなく、いろいろな独自のお考えがあるのだとは思いますが、年明けにまた回答があるかという感じということなのですよ、今の話だと。

狭あい道路整備課長 早ければ年内、連絡が来なければ区のほうから年明けには連絡を取って、次のステップに向けて進んでいきたいという話はしています。まだ勧告までは至っていませんけれども、現在そういう状況でございます。

委員 せっかく心が動いていただいているので、早いうちに。気が変わらないうちにどんどん進めていただいて。

狭あい道路整備課長 ここは平成元年以前の建物なので、事前協議をしておらず、後退位置が確定していません。ただ、建築の際には、セットバックをされて、後退位置はタイル貼りになっております。フラットになっていまして、段差はついておりませんが、そこに置かれています。建築基準法に基づいて後退しなくてはならないということは認識していただいている状況なのですけれども、交通安全上のことでかなり迷惑しているため、置いているとおっしゃられていました。

副会長 桜の木のことは何度も聞かされているのですけれども、この 15 ページ、16 ページの写真を見ると、黄色いポールが立っていて、何なのでしょうかね。これがこの交差点ですごく邪魔な感じがするのですけれども、これは撤去できないのですか。

狭あい道路整備課長 これは多分東京電力の柱の支線というもので、電柱を引っ張って支えているものです。ちょうど交差点のところにある電柱は、電線類が交錯していたりと、電柱にかなり力が加わります。技術的にはこういった支線を設けて安定させるために、ここに限らず、区内どこでもそういったところには設置されています。確かに電柱とは別に立っていますので、支障になるといえば支障になりますが、支障物件扱いにはしているわけではございません。

副会長 電柱の撤去も徐々に進めていらっしゃるので、せっかくここで樹木を残すのであれば、余計な物は外したほうがいいかなと思うのですけれども。

会長 微妙ですね。

副会長 ちょうど交差点上にあるし。

会長 桜の木を残そうというから、残るから電柱の位置が多分変わらない。変わらない位置だから、それをテンションで引っ張らないと倒れてしまうので、多分こういう黄色いワイヤーがついていると思うのです。多分、桜の木がなければ、電柱は右側にちょっとずれるでしょうけれども、ちょっと分からないですね。

委員 悩ましいところですね。

会長 悩ましいですね。

ちょっと東電に聞いてみたらいかがですか。そういう可能性があるかどうかですね。結構、電柱だけ自立しているわけではなくて、そこに電線が引っ張ってあるから、それがお互い引っ張り合っていますからね。動かすといっても簡単ではないと思います。

狭あい道路整備課長 既存の電柱の移設先がちゃんと確保できるかという部分を含めて確認は行っていきたいと思います。

会長 ちょっと聞いてみていただいたらいいと思います。

重点路線については、大分支障物件が解決しそうであると、今日ご報告いただいて。プランター問題もなるべく早く対応していただいて、勧告までいかないでどうもうまく処理できそうだという感じですよ。なるべく、熱いうちに働きかけを強くやっていただければと思います。

ほかでどうですか。今日ご報告いただいた内容で。

委員 新たに指定された整備地区の取組の関係ですけれども、これは今、戸別訪問されて、拡幅の可能性があるところを調査中だということ。あと、またこの地域でも、路線に指定しないと何とも言えないのですけれども、支障物件みたいなもの結構あるとか、そういう状況になりそうなのですか。

狭あい道路整備課長 まず拡幅できそうな場所と支障物件も併せて調査しています。こちらはまだ精査している最中ですので、行く行くは、重点整備路線の支障物件がある程度めどがつかましたら、ここも含めて取組んでいきたいと考えています。

あと、実施状況報告書で、4ページに支障物件の取組の情報がございますが、この合計の欄を見ていただくと、指導件数が37件のうち13件は是正できていますけれども、まだ残りがございます。こちら、これは区民から要望があった件数を載せていますが、こちらもしっかり継続的にやっていきたいと考えています。まずは重点整備路線が終わったらこちらにシフトしていきたいと考えております。

その後、先ほどの調査した地区も、ちゃんと順位を決めて、順序よくやって

いきたいと思っています。

委員 4 ページの今の表は、ここの今新たに整備、取組されている地区とは関係なく、今区民の方から、地域関係なく出てきている支障物件の取組を先にとということなのですか。

狭あい道路整備課長 そうですね。これも条例を改正したのが平成 28 年度でしたので、28 年度分の実績は載っておりませんが、29 年の 1 月から支障物件の禁止を施行したときは、広報でも事前にしっかり PR していただきましたので、電話での要望だとか、重点整備路線の説明会のときにもいろいろお話をいただいたりしたのもありました。そういった中で、区民の関心が高まってきて、例年、要望は来ている状況でございます。

会長 今の〇〇委員のご質問の、例えば新たな整備地区の取組というので、松ノ木地区というのが最初にまずやられて、次が堀ノ内にシフトされているという話で、例えば 17 件を協議中とか、対象件数 100 件とかあるのですが、ここに支障物件があるのかないのか、その辺、今お話しできるデータをお持ちですか。この中には、あまりそういうものはない。

狭あい道路整備課長 では、担当より説明します。

狭あい道路整備推進係長 推進係の係長の辻と申します。今現在回っている状況の中、分析で、約 80 件程度の支障物件があることを確認しております。そのうちの 50 数件は拡幅整備に伴って併せてどけていただけたところなので、鋭意拡幅と同時にそのお話をさせていただいているところで、ただ、残りの 20 数件は拡幅ができそうにないところで、支障物件だけあるというところで、その取組を今後どう強化していくかというのを検討中でございます。以上でございます。

会長 今の 50 件は拡幅整備でということは、例えば庭が広いので塀を撤去していただいで、道路状に整備が物理的にできるので、それで併せて。

狭あい道路整備推進係長 花壇とか、そういったものがありまして、それも拡幅整備に伴って一緒にどけられるということで、そこで、拡幅も 1 件、支障物件の撤去も 1 件というのは、合わせて 50 数件はできるのではないかと。残りが約 20 数件から 30 件ぐらい、どうしても拡幅もできそうにないところにある支障物件ということなのだと思えます。そちらをどうやっていくかというのがちょっと今、頭が痛いところなんです。

会長 例えば、2 項道路であれば中心から 2 メートル後退をすると建物がかかってしまうとか、その前にちょっと物が置いてある。

副会長 来年は梅里一丁目とか、成田東に取りかかる予定なのですか。

狭あい道路整備課長 資料にはございませんけれども、こちらの現地調査については、まだ来年度の予算措置がされていません。予定としてはこの地区全体を3か年で調査することとしており、来年度が最終年度の調査になります。

この6ページを見ていただくと、約1,500件が堀ノ内地区で対象となります。それを精査して、どれくらいできるかというところなのですけれども、1,500件のうち3分の1の500件が意向把握対象となると想定しています。そのうち折衝対象としていけるのが、さらに絞り込んで200件ぐらいと想定しています。

今年度からこちらの松ノ木地区に入っていますが、なかなか一遍には行けませんので、順序立ててやっていきたいと思えます。

副会長 堀ノ内とか松ノ木を先にやるから、梅里や成田は当面先にするのか、それとも、来年から着手していくのか、どっちかなと思って。

狭あい道路整備課長 来年は梅里、成田地区の現地調査を行う予定です。

会長 この進め方なのですけれども、今の新たな指定地区で、委託によってまず調査をされて、対象を絞り込む。絞り込んだ上で、その次の年辺りに、区の職員の方が絞り込んだ方へヒアリングを、訪問されて話をしていくという、そういう二段構え。

狭あい道路整備課長 そうです。ただ、令和元年度に松ノ木をやったときは、予算上、委託業者が沿道住民の意向確認やアンケートを行ったのですけれども、今年度はそういったものは予算措置されなかったもので、取りあえず現地調査だけになっています。翌年度以降は、職員がそのデータを基に意向確認に行く予定にはなっておりません。

職員も限られた人数なので、なかなか一遍には行けないのですが、計画的にやってまいります。

会長 結構大変ですね。1件1件訪問する。

副会長 特にこの辺は道路が狭いところばかりでしょうね。堀ノ内だとか松ノ木なんて。

狭あい道路整備課長 地震被害シミュレーションの公表結果で、ここの地区を整備地区に指定した平成30年のときに、職員が自転車に乗って手分けして、助成制度の拡充ということで、チラシを2,450世帯に配布しております。3ページにございますが、整備地区というのは高円寺、阿佐谷、方南一丁目地区を指定しており、助成制度が、塀の除却費は全額、築造費はメートル当たり8万5,000円出る、か

なり手厚い助成になっております。今回こちらの地区もそういった地区に組み入れ PR した結果、何件か反応がございましたので、今回改めて、そこに調査に入っていくことにしました。

地域の町会にはちゃんと話を通していきまして、こういったことを調査して、皆さんの協力をお願いしていくという説明は行っております。

会長

今日、新たに指定された整備地区というご報告いただいているのですが、3ページにあるように、黄色い整備地区というのがありますよね。区内で、地震災害に対して弱いというか、整備地区は多分東京都が指定している、防災まちづくり推進計画の中の都内全域を見渡したときに問題があるねというチェックで黄色がついていて、区が独自にシミュレーションをやったら緑のエリアも浮かび上がったので、緑と黄色を何とかという話なのですけれども、予算がついて動かれているのが緑のエリアだけというのもちょっと気になるのですけれども、黄色いエリアはどうするのだろうという、その辺は何かお考えは。お金の問題があるから、あるいは人員、体制の問題もあるから、そう簡単に広げるといわけにはいかないのですけれども。もし、将来のお考えがあれば。

狭あい道路整備課長 今回は新たな整備地区を指定したので、こういう形で、この地区の実態をまずは調べております。黄色い地区は既に東京都の計画もありますようにそういった地区に指定されていますので、区もそれに併せて、この地区は強化していこうということで、取組は進めています。

ただ、戸別訪問で折衝に行くときは、拡幅整備の助成が充実していますので、そういった話をさせていただいて、協力を得るように努めているところでございます。

会長

ほかのテーマでも、ご質問あれば。

狭あい道路整備課長 来年度、拡幅整備の整備延長が減少見込みの中、5つの取組について詳しく説明させていただきました。新たな整備地区の取組などにおいて、皆さんのこれまでの経験で何か良いアイデアがあれば、お話を聞かせていただけると幸いです。

会長

拡幅整備の件数が落ちてくるので、それ以外の何かアイデアで、うまく事業が広がるアイデアがないかというご質問ですか。

狭あい道路整備課長 もし、そういった事例があればご紹介いただいても結構なのですけれども。

委員

今度新たに指定された緑の地域ですけれども、従来からの整備地区と同等の扱いになるということだと、耐震改修の助成なんかも黄色の地区と同じレベル

に引き上げになるのですよね。そうすると、かなり耐震改修をやるという人にとっては、そういう地区に入って助成率が上がるというのは、動機づけにはなるかなという感じはします。

狭あい道路整備課長 新たな整備地区に指定した際には、耐震改修の所管と一緒に町会に出向いて、PRし、助成制度について、しっかり周知しているところでございます。

委員 黄色く塗っている地域で耐震改修の助成が手厚くなっているということで、改修しようという、動機づけとしてはかなり効いている気がするのですが、そういう地区が広がっていくということは建築基準法に適合していくという働きをエンカレッジするというか、促進する力にはなってくるのではないかという期待はできると思います。

これだけ色つきの地区が増えてくると、区内で細密道路が多いゾーンというのは大体東半分だから、かなりの部分が色つきの地区に入ってきているので、そういう意味ではかなり政策的には広い範囲を拾っていくよというのがだんだん実現できてきているのではないかなという感じはしますよね。

狭あい道路整備課長 それと併せて、ブロック塀の助成も紹介させていただきますが、今年度から区内全域の2項道路を対象とし、拡幅整備を伴ったブロック塀の改修工事につきましては、大分手厚く、助成してまいります。

会長 ちょっと今のに触発されて、何か建替えを促進するアイデアは、例えば、私は密集市街地の改善をコンサルタントとしてやっているのですが、そういう中で、例えば品川の戸越という地区は密集市街地なのですよね、道路が狭くて。そういうところで、地区計画の1つで街並み誘導型地区計画というメニューがあるので、そういうのを入れることによって道路斜線を緩和することができたりするので、そうすると要するに、道路からちょっとセットバックするので、結構、面で真っすぐ壁面ができるので、建替えがしやすくなるのですよね。戸越で前聞いたときには、年間に、その地区計画を決めた後、数年間は倍ぐらいの件数が出てきたというか、建替えが。そういう話はありますよね。

地区計画を見たら仕掛けが大きいので、やるのは結構大変なのですが、そういうやり方があることはあります。建替えを促進するという意味で。

狭あい道路整備課長 2項道路ですので、建替えとか、土地に余裕があるところで、塀がもし突出しているようであれば、下がっていただきたいという思いはあります。

会長 単純の話、道路斜線が1.25、住居系が、それがなくなってしまうので、だ

から、割と3階などが建ちやすいという、それは結構、土地をお持ちの方は喜ばれるのですけれども。

ほかはいかがでしょうか。アイデアがあればぜひ。

副会長

アイデアというのではないのですけれども、私、この整備地区の地域と、今度新たに指定された整備地区というのを比較しますと、新たに指定された整備地区というのが、私が昔住んでいた家の近くなので割かしイメージがあるのだけれども、大体道路は狭いし、木造住宅が多くて、一戸当たりの土地の面積も小さいのですよね。だから、この新たに指定された整備地区のほうが、はるかに大変なのではないかなと思うのです。そうすると、よっぽど予算をつけないと進まないのではないかなと思うのですが、どう思いますかね。

狭あい道路整備課長 予算の話は先ほど説明しましたように、3か年で、基礎的な調査は進めてまいります。拡幅できそうなところを絞り込んで、PRし、働きかけを行っていきますが、マンパワーも必要となります。

路線でも、どんどん拡幅整備が進んでいくと、拡幅されていないところの皆さんは大分、意識されているようです。拡幅整備が終わったら、区で用意した拡幅整備に協力いただけましたというプレートをL形側溝に貼りますので、それはかなり効果的だと思っています。そういったことで、住民の機運を醸成していくといいますか、そういった働きかけは区はやっていかなければいけないなと思っています。

副会長

それは、住民の経済的資力も、こっちの新たに指定された整備地区のほうが、資力が少ないのではないかなと思うのです。

狭あい道路整備課長 塀の除却費については全額、築造費はメートル当たり8万5,000円、助成できますので、かなりお得感はあると思います。

あと、後退用地内にある給水配水管などの切りまわしも助成できますので、それらも活用していただければ道路状にできます。

副会長

あと、前年のときに〇〇先生中心に、この道路中心線を、ここに道路中心線の再現と書いてありますけれども、取組の流れのところ。これは進んでいるのでしょうか。中心線を決めて折衝の材料に使おうという。

狭あい道路整備課長 昨年度、条例の効果検証の中でそういった話が十分議論されました。これも順序立てて、まずは重点整備路線からやっていこうということでしたが、今年度はコロナの関係でちょっと出遅れた感がありますが、今年度は現況測量まではしっかりやっていきたいと思っています。

ただ、中心線につきましては、区の主張線をだすのは少し時間がかかると
思っております。区を中心線が整備されれば、重点整備路線の沿道の方にも意
向確認に行けますし、そういったことで活用してまいります。

副会長 阿佐ヶ谷駅のそばの整備路線は、それで進めようという話だったけれども。

狭あい道路整備課長 重点整備路線②については、既にお示したように、昨年度出しまして、
沿道の店舗に対しては区の主張する後退位置をもってお話はお伺いしています。

会長 重点4路線ありますけれども、4路線とも現況測量は終わったと。

狭あい道路整備課長 まだ、これからです。

会長 まだ、途中。

副会長 セットバックといっても、どこまでセットバックしていいかわからないと。

狭あい道路整備課長 今回、重点1のプランターのところは、路線ではなく、独自に測量する準
備はしていて、その図面をもって協議してまいります。

会長 一応去年の実施状況と現況の取組についてご報告があったのですが、いかが
でしょうか。もうちょっと聞きたいという、もしあれば。

よろしいですか。大体状況の内容は。どうもありがとうございました。

では、一応本日の報告事項について、その質疑に関してもこれで終わります
が、新たな整備地区について、今日具体的にかなり詳しくお話しいただいて、
例えば松ノ木ではこういうことを今やっているとか、十何件出そうだという、
その辺の支障物件の状況だとか、どんな取組を今後やっていくのかという、重
点道路とは違うのですけれども、新たな整備地区について、こういう取組を現
在やっているとか、次回、もうちょっと詳しいご報告をいただけると、〇〇先
生がおっしゃった話も大分解決すると思うので、ご報告いただければと思いま
す。

それから、例のプランター問題は大体片がつきそうで、年内か、年明けかとい
う。次回いつこの協議会を開けるかですが、一応勧告は、なしで、次回例え
ばプランターがなくなった写真をここに報告いただけると大変ありがたいなと
思います。何かそのぐらいのスピード感で取り組んでいただけるといいのでは
ないかなと思います。

ほかにもいろいろ、ご質問等ありましたら。

狭あい道路整備課長 〇〇委員からも、支障物件の取組について、スケジュール感を持って取り
組んだほうがいいのではないかとというご意見を昨年度に頂いております。今回、
この指導要領を定めましたので、これに基づいて、今回の件もお手紙を出させ

ていただいたということになっております。今後も、指導要領に基づいて進めていきたいと考えています。

委員 　いつも急げ急げと言うのは簡単なのは分かっているのですが、ぜひお願いしたいと思います。

会長 　ありがとうございました。今日、新たな取組についてで、コロナの影響もあって建替え件数が減少して、整備件数が減少するのに当たって、建替えでない拡幅整備というので、5点ほど、今日資料で、1、2、3、4、5でご報告いただいて、これは結構、重点道路の拡幅も大事なのですけれども、区内全体を見渡すと、むしろこの5項目、こういった取組が大事だと思うのですよね。整備地区を次回詳しくご報告いただければと言ったのですが、それ以外にも、例えば区の施設で候補になっている40あるのだったら、それはどういう施設なのかとか、出せる範囲で結構なのですから、ここに挙げている、建て替えに伴わないけれども、お願いをしたりとか、交渉したりして広げる可能性がある、あるいは実績があるとか、あるいはこういう物件なのだとか、そういうご報告をいただけると大変ありがたいなと思います。

狭あい道路整備課長 　これまでも学校とか公園は順次進めてきたのですが、今回それ以外の約40施設ぐらいについては、測量や調査をしないとまだ正確な数字が出ませんので、そこら辺の資料も含めて、またご報告させていただければと思います。

会長 　あまり詳しい資料でなくていいのですけれども。例えばこういうものがあるとか、そういうものでご紹介いただけると。どういうことが可能性があるのかなというのが見えてくるので。

委員 　公共施設のところについて、後退を実施できたよというのをもう少し見える化していくと、この事業の実績ではないのだけれども、PR効果は結構大きいような気がするので、それも併せて取り組んでいただくといいのではないかなという気がしますね。

　さっきおっしゃった後退したところにプレートを貼るというので、隣に貼られるとやっぱり何でと目立つというのと同じようなので、公共施設のところが下がったというのは、やっぱり下がらなければいけないのだよねというのを見てもらうチャンスにもなるので、そういう意味では、公共施設のほうを逆に上手にPRの材料に使うというのもありかなという気がしますよね。

会長 　ぜひ、区民に対するアピールというのも大事だと思うのですよね。

　僕もほかの地区でやっている、学校のブロック塀を壊してフェンスに変える

だけでも、一気にまちの雰囲気が変わり、全然空気が違うのですよね。なかなか効果は大きいと思います。50メートル以上がずっと変わると。施設によりますけれどもね。

では、次回、そういう何か実績をアピールしていただければ。よろしくお願いします。

では、今日は報告を中心に、それらの質疑ということだったのですが。今日の当初の議事はこれにて閉めたいと思います。よろしいでしょうか。

次回、ここでテーマを決めるわけではないのですが、一応年度の報告は終わって、新年度が大体5月ぐらいだったら、昨年度の実績みたいなのがひょっとしたら整理、報告はいただくのですけれども多分。だけれども、今日みたいな報告を聞いて、質疑応答だけだと、この会をやっていてどうなのかなと思っていて、次回、何か皆さん方でこういう議論をやったほうがいいのかみたいなテーマといいますか、何かそういう、今仮でもいいのですが、思いつきでも、ご意見いただければ、事務局と考えたいなと思うのですが、いかがでしょうか。次回、こんなテーマで議論したらいいのではないかなみたいな。いかがですか。

委員

狭い道路を減らしていくという活動の中で、実際に広げていくということになると、建て替えが伴わないとなかなか実態が上がっていかないということで、建て替えの誘導とか、そういうところとか、あるいはもともとこういう建築基準法で決めている4メートルというのを道路としては当たり前なのだよということを区民に伝えていける、そういう仕組みみたいなもの考えるのもこの狭い道路の整備という中でいうと、ソフトの取組でしょうが、議論をして、少し方向でも出てくると面白いのではないかと。

逆に言うと、建築行政の後押しみたいな感じもしないでもないですけれども、その辺のところは、もうちょっと皆さんに、4メートルにするのが本当なのだよというのを上手に誘導していくとか、情報提供していくことができるといいかなという気がするので、そのような議論が少しできるといいかなという気はいたしますけれども。

会長

要するに、区民に対して、建て替えるのだったら、4メートルより狭い道にお住まいの方は下がらなければいけないのだよということをどうやって、知っていただくかとか、認識していただく。建て替えるときに初めて、大体皆さん方この問題が分かるのですよね。だから、そうではない……。

委員 もう1つ大きなチャンスというのは、売買に伴って、狭あい道路に面している土地の不動産の取引が行われるときに、4メートルにならなければいけない道なのだよということがうまく伝わっていく方策というのが、実はこういうのを予防的に、改善していく力になりそうな気がするのですけれどもね。取引のチャンスに情報を投げ込む手立てというのが考えつかないかなと思います。

狭あい道路整備課長 実際の取引があるときは、区の窓口に来て、事前協議をするケースもございます。また、建替える際の建築確認申請のタイミングでは、施主さんは条例に基づき、事前協議をしていただくこととなります。

委員 この頃、特に住宅に限って言うと、木造住宅の新築は結構ディベロッパーさんが関与するケースが非常に多くなっていて、ディベロッパーさんは割合と今、順法性というか、コンプライアンスをきちんとやらないと企業として立ち行かないようになってくるので、建築基準法適合ということをかなり意識されてきているようなところもあるので、建物を建てるほうのディベロッパーさんはいいのですけれども、不動産取引のときに、そのようなことをうまく流し込んでいくという仕組みが少しできるといいかなという気がいたしますよね。

 結構、土地は動いているのですよね。小さい土地の売買というのは結構あるので、そういうチャンスにセットバックが必要な案件というのを伝えられるような仕組みがもうちょっと欲しいかなと。

副会長 セットバックは重要事項の説明で出てくるのですけれどもね。必ず売買では。

委員 一応、そういう建前になっているのですけれどもね。

副会長 おっしゃるとおり、テレビで宣伝しているような会社が小さな土地を買って、杉並区内でも結構建てていますね。この間の建築審査会でも出てきました。

 ただ、拡幅整備延長と拡幅整備件数の推移というグラフを見ますと、結局景気のいいときはぐんと延びるけれども、リーマンショックだ、消費税が上がったとかいうときにはやっぱりぐんと下がってしまうのですよね。だから、建て替えを進めるためには、基本的には助成金を増やすしかないのでしょうかね。

委員 なるべく、いい不動産を増やしていくという方向へ行きたいですからね。

会長 では、今のご意見も踏まえたいと思います。

 僕は、個人的なあれは、重点道路は片がつきそうだなと思って、次の重点道路をもしやるとしたら、どういう選び方、考え方があるのかなと皆さんとまた協議できればいいなと考えています。

委員 私もその点、すごく先生と同じで、この前から言っていますけれども、大分

この路線でめどが立ってきているので、次の路線をどれにするかということの具体性を多分持つことと。

あと、支障物件の話が出てきていると思うのですけれども、支障物件は建物を建替えないとというのは、景気とかいろいろな民間の動きとどうしても連動するので、それはなかなかこういうところでどうにかできる問題ではないような気がするのですが、支障物件をどかすか、どかさないかみたいな話は、一番民間でできないというか、取引と関係ないし、隣の人が言って何とかなるものもなく、お互いの、住んでいる者同士で言いにくいとか、そういうことはあるではないですか。でも、あそこのは本当は邪魔なのに、なければいいのにねということはいっぱいあって、そういうのを多分言えるのは行政しかないと思うのですよね。それをできるのが行政の強みというか、唯一の存在であるというところだと思うので、そこで介入してあげることが、ここでしかできないことなのではないかなという気がするのです。

だから、そういう視点で、重点路線を次のステップはどこにするのか、それは完了したら何年後にどこをやるのかという、時間の流れに沿った具体的な計画を次から次から立てていくことと、行政にしかできないことは何なのかということとを絞ってやっていくということというのが、お金もそこに投入できるのは行政しかないと思うので、そこをやることがすごく意義があるのではないかなという気がしています。なので、そういうことが取り組めたらいいかなと思っているのですが。

会長 ありがとうございます。

狭あい道路整備課長 貴重な意見ありがとうございました。区のほうも、ただいまの意見を十分尊重させていただいて、前向きに考えていきたいと思えます。

また、次回の協議会で出すときには会長と調整させていただいて、皆さんの考え方、区の考え方を、今日の意見を踏まえて、お示ししたいと思えますので、よろしく願います。

会長 大体時間、定刻になりました。本日の協議会はこれにて終わりということにさせていただきます。事務局、よろしいですかね。

では、どうも長時間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

— 了 —